

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、広島空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

広島空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、広島空港事務所

<関係事業者>

大阪管区気象台、中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所、広島出入国在留管理局広島空港出張所、神戸税関広島空港税関支署、広島検疫所広島空港検疫所支所、神戸植物防疫所広島支所、動物検疫所神戸支所広島空港出張所、第六管区海上保安本部広島航空基地、広島国際空港(株)、広島空港給油施設(株)、(株)KAFCO、マイナミ空港サービス(株)、日本航空(株)広島空港所、全日本空輸(株)広島空港所、広島空港タクシー運営協会、広島県バス協会、(株)エージーピー広島出張所

<関係地方公共団体>

広島県、三原市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項